

平成22年(な)第1号

決 定

住 居

請 求 人 菅 家 利 和
上 記 代 理 人 弁 護 士 泉 澤 章
同 澤 田 雄 二

上記請求人から適法な費用補償の請求があったので、当裁判所は、検察官及び請求人の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

請求人に対し金1199万6377円を交付する。

理 由

- 1 本件請求の趣旨及び原因は、請求人作成名義の無罪費用補償請求書及び請求人代理人弁護士ら作成の意見書(2)に記載されたとおりであるから、これらを引用する。
- 2 関係記録によれば、請求人は、平成3年12月21日わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄罪で宇都宮地方裁判所に起訴され(平成3年(わ)第451号)、平成5年7月7日無期懲役の有罪判決を受けたが、これに対し東京高等裁判所に控訴を申し立て(平成5年(う)第848号)、平成8年5月9日同裁判所において控訴棄却の判決を言い渡され、これに対し上告したが(平成8年(あ)第831号)、最高裁判所において平成12年7月17日上告棄却決定、同月26日異議申立て棄却決定(平成12年(す)第303号、第307号)を受け、同月27日上記有罪判決が確定したこと、請求人は、平成14年12月25日上記確定判決に対し再審の請求をした(平成14年(た)第4号)が、平成20年2月13日上記請求が棄却されたため、即時抗告したところ、平成21年6月23日東京高等裁判所が再審開始の決定をしたこと、宇都宮地方裁判所において再審被告事件の公判が開かれ、平成22年3月26日無罪の判決が言い渡され、同日同判決が確定したことがそれぞれ

れ認められる。

以上の事実によれば、刑事訴訟法188条の2第1項本文により、請求人に対しては、その裁判に要した費用を補償すべき場合に該当することが明らかであるから、関係記録及び当裁判所の実事取調べの結果を併せ、同法188条の6所定の補償すべき費用の範囲及び金額について検討すると、別紙1費用補償計算内訳書及び別紙2旅費・日当等計算書のとおり、請求人に対しては、金1199万6377円を補償するのが相当と認められる。

3 なお、上記費用を算定するにあたり、当裁判所が基準とした主たる事項は次のとおりである。

- (1) 被告人であった請求人及び弁護人であった者の旅費及び日当は、各出頭の時点で効力を有していた刑事訴訟費用等に関する法律及び総合法律支援法その他の関係規定に従って算定する。そのうち日当については、審理の所要時間を勘案し、上記法律等の範囲内で、各審級の裁判所ごとの実情に即して定める。なお、請求人の勾留中の旅費及び日当は、補償の対象とはならない。
- (2) 刑事訴訟法188条の6第2項は、裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した弁護人が2人以上あったときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、旅費、日当等を支給する弁護人であった者を制限することができる旨規定している。この点、請求人は、本件の争点が複雑かつ専門的であり、その解明のためには、高度な科学的知見と膨大な研究時間を要したため、常に多数の弁護人が共同して研究し、その成果を結集して審理に臨まなければならなかったことは明らかであり、上記規定が適用される余地はない旨主張する。しかし、再審公判については、公判期日等に出頭した弁護人が16人あったところ、その具体的な審理内容、既存の証拠状況、各弁護人の公判期日等及び弁護団会議等への出頭回数及び出頭時期を含む弁護活動の状況並びに国選弁護人によった場合との権衡等の諸事情を考慮すると、上記規定を適用して、主任弁護人その外7人の計8人に係るものに限って支給するのを相当と認める。なお、

再審公判における弁護人であった者に対する日当は、日本司法支援センター作成の国選弁護人の事務に関する契約約款別紙「報酬及び費用の算定基準」上、出頭した期日ごとに報酬額が加算されることになるため、原則として報酬に含まれ、日当としては計上しない。ただし、上記算定基準33条2項、5項に基づく移動日日当については、これを日当として計上する。

- (3) 弁護人であった者に支給する報酬額算出にあたっては、本件事件の性質、内容、審理経過及び弁護活動上必要であったと認められる準備の状況等を勘案し、各審級の判決（決定）の時点における国選弁護人に支給される報酬額の実情を参酌し、謄写料、調査費用及び鑑定費用等の準備費用についても、必要かつ相当と認める範囲で報酬に含める。

なお、再審請求手続において要した費用自体は刑事訴訟法188条の2による補償の対象とはならないが、本件は、弁護人らが、複雑かつ専門的で、高度な科学的知見を要する争点を解明するための調査及び検討など、真実発見のための精力的な弁護活動等を長期にわたり継続し、その結果行われたDNA型鑑定が重要な契機となって再審開始決定に至った事案であるところ、再審請求手続において事実の取調べとして収集されたDNA型鑑定に関する鑑定書等の内容が再審公判での審理に実質的に利用されており、再審公判における弁護活動は、再審請求段階からの上記弁護活動に立脚して行われているものと認められること、再審公判において弁護活動の中核を担った弁護人が再審請求手続の弁護人でもあったことなどの諸事情に照らし、再審公判における弁護人であった者に対する報酬額を決定するに際しては、再審請求手続において要したDNA型鑑定の費用も斟酌した。

- 4 以上から、同法188条の3第1項、188条の7、刑事補償法16条前段により、主文のとおり決定する。

平成23年1月13日

宇都宮地方裁判所刑事部



裁判長裁判官 佐 藤 正 信

裁判官 崇 島 誠 二

裁判官 長 峰 志 織

別紙1

費用補償計算内訳書

第1 請求人（被告人であった者）に対する旅費及び日当

1 第1審，控訴審及び上告審	
ア 旅費	0円
イ 日当	0円
2 再審	
ア 旅費	3万0240円
イ 日当	4万9670円
3 合計	7万9910円

第2 弁護士であった者に対する旅費，日当，宿泊料及び報酬

1 第1審	
ア 旅費	3万2800円
イ 日当	7万6950円
ウ 報酬	27万9812円
2 控訴審	
ア 旅費	6万8220円
イ 日当	47万9800円
ウ 報酬	271万9668円
3 上告審	
ア 旅費	0円
イ 日当	0円
ウ 報酬	102万5554円
4 再審	
ア 旅費	83万8480円
イ 日当	6万3200円
ウ 宿泊料	12万7500円
エ 報酬	620万4483円
5 合計	1191万6467円

第3 合計金額 1199万6377円

別紙2 旅費・日当等計算書(再審公判 宇都宮地方裁判所)

被告人であった者			管家利和		
公判期日等	審理時間	出頭	日当	旅費	
打合せ H21.8.7		○			
打合せ H21.9.4		○			
打合せ H21.10.5		○			
1 H21.10.21	5時間20分	○	8,000	10,920	
2 H21.11.24	6時間40分	○	8,000	10,520	
3 H21.12.24	5時間25分	○	8,000	1,760	
4 H22.1.21	7時間	○	8,000	1,760	
5 H22.1.22	4時間35分	○	8,000	1,760	
6 H22.2.12	2時間	○	5,740	1,760	
7 H22.3.26	判決宣告	○	3,930	1,760	
小計			49,670	30,240	
合計				79,910	

別紙2 旅費・日当等計算書(第1審 宇都宮地方裁判所)

弁護人であった者		梅澤錦治(主任)			奥澤利夫		
公判期日	推定審理時間	出頭	日当	旅費	出頭	日当	旅費
1	H4.2.13 3時間以内	○	3,800	1,640	○	3,800	1,640
2	H4.3.5 3時間以内	○	3,800	1,640	○	3,800	1,640
3	H4.4.23 3時間以内	○	3,800	1,640			
4	H4.5.21 3時間以内	○	3,800	1,640	○	3,800	1,640
5	H4.6.9 3時間以内	○	3,800	1,640	○	3,800	1,640
6	H4.12.22 3時間以内	○	3,950	1,640	○	3,950	1,640
7	H5.1.28 3時間以内	○	3,950	1,640	○	3,950	1,640
8	H5.3.11 3時間以内	○	3,950	1,640	○	3,950	1,640
9	H5.3.25 3時間以内	○	3,950	1,640	○	3,950	1,640
10	H5.6.24 3時間以内	○	3,950	1,640	○	3,950	1,640
11	H5.7.7 判決宣告	○	3,250	1,640			
小計			42,000	18,040		34,950	14,760
合計			60,040			49,710	

別紙2 旅費・日当等計算書(控訴審 東京高等裁判所)

弁護人であった者 公判期日等	推定審理時間	佐藤博史(主任)			神山啓史			上本忠雄			虎頭昭夫			岡部保男			
		出頭	日当	旅費	出頭	日当	旅費	出頭	日当	旅費	出頭	日当	旅費	出頭	日当	旅費	
1	H6.4.28	○	4,050	280	○	4,050	320	○	4,050	280	○	4,050	280	○	5,350	280	
2	H6.6.21	○	5,350	280	○	5,350	320	○	5,350	280	○	5,350	280	○	5,450	280	
3	H6.9.9	○	5,450	280	○	5,450	320	○	5,450	280	○	5,450	280	○	5,450	280	
4	H6.9.22	○	5,450	280	○	5,450	320	○	5,450	280	○	5,450	280	○	5,450	280	
5	H6.10.6	○	5,450	280	○	5,450	320	○	5,450	280	○	5,450	280	○	5,450	280	
6	H6.11.1	○	5,450	280	○	5,450	320	○	5,450	280	○	5,450	280	○	5,450	280	
7	H6.11.18	○	7,250	3,840	○	7,250	3,780	○	7,250	3,840	○	7,250	3,840	○	7,250	3,840	
8	H6.11.22	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
9	H6.12.6	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
10	H6.12.22	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
11	H7.1.19	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
12	H7.2.6	○	7,250	3,840	○	7,250	3,780	○	7,250	3,840	○	7,250	3,840	○	7,250	3,840	
13	H7.2.28	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
14	H7.4.25	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
15	H7.5.19	○	7,250	3,840	○	7,250	3,780	○	7,250	3,840	○	7,250	3,840	○	7,250	3,840	
16	H7.6.1	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
17	H7.6.22	○	4,150	280	○	4,150	320	○	4,150	280	○	4,150	280	○	4,150	280	
18	H7.9.21	○	4,200	320	○	4,200	360	○	4,200	320	○	4,200	320	○	4,200	320	
19	H7.11.16	○	5,500	320	○	5,500	360	○	5,500	320	○	5,500	320	○	5,500	320	
20	H8.1.18	○	4,200	320	○	4,200	360	○	4,200	320	○	4,200	320	○	4,200	320	
21	H8.5.9	○	3,350	320	○	3,350	360	○	3,350	320	○	3,350	320	○	3,350	320	
小計			103,400	16,720		103,400	17,260		92,000	12,600		96,150	12,880		84,850	8,760	
合計			120,120			120,660			104,600			109,030			93,610		

別紙2 旅費・日当等計算書(再審公判 宇都宮地方裁判所)

弁護人であった者	佐藤博史(主任)		渋川孝夫		笹森学		神山啓史	
	公判日等	審理時間	出頭	旅費	出頭	旅費	出頭	旅費
打合せ	H21.8.7		○	10,620	○	0	○	9,080
打合せ	H21.9.4		○	10,220	○	0	○	63,200
打合せ	H21.10.5		○	10,220	○	0	○	63,200
1	H21.10.21	5時間20分	○	10,220	○	0	○	127,500
2	H21.11.24	6時間40分	○	9,820	○	0	○	8,280
3	H21.12.24	5時間25分	○	10,220	○	0	○	8,680
4	H22.1.21	7時間	○	9,820	○	0	○	8,280
5	H22.1.22	4時間35分	○	10,220	○	0	○	8,680
6	H22.2.12	2時間	○	10,220	○	0	○	8,680
7	H22.3.26	判決宣告	○	10,620	○	0	○	9,080
小計				102,200		0		392,320
合計				102,200		0		583,020

弁護人であった者	澤田雄二		泉澤章		松本恵美子		町田伸一	
	公判日等	審理時間	出頭	旅費	出頭	旅費	出頭	旅費
打合せ	H21.8.7		○	0	○	10,280	○	10,280
打合せ	H21.9.4		○	0	○	9,880	○	8,680
打合せ	H21.10.5		○	0	○	9,880	○	8,680
1	H21.10.21	5時間20分	○	0	○	9,880	○	8,680
2	H21.11.24	6時間40分	○	0	○	9,480	○	8,280
3	H21.12.24	5時間25分	○	0	○	9,880	○	8,680
4	H22.1.21	7時間	○	0	○	9,480	○	8,280
5	H22.1.22	4時間35分	○	0	○	9,880	○	8,680
6	H22.2.12	2時間	○	0	○	9,880	○	8,680
7	H22.3.26	判決宣告	○	0	○	10,280	○	9,080
小計				0		98,800		86,800
合計				0		98,800		86,800

